「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】
　【出願番号】
　【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
　【出願番号】
　【出願日】

31　「（【提出日】　令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

32　「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年３月24日のストラスブール協定第２条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を２以上記載する場合は行を改めて記載する。

33　願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

34　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

35　とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

36　第23条第２項において準用する特許法施行規則第31条第１項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、２以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考38において同じ。）。

【物件名】
　【援用の表示】
【物件名】
　【援用の表示】

37　特例法施行規則第６条第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

38　第23条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

39　実用新案法第８条第１項（同項第１号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第８条第１項の規定による優先権の主張（同項第１号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（実用新案法第11条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（実用新案法第11条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。

40　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の５第１項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】　配列表を記録した磁気ディスク　　1

様式第３（第２条関係）

【書類名】　明細書
【考案の名称】
【技術分野】
（【背景技術】）
（【先行技術文献】）
　（【特許文献】）
　（【非特許文献】）
【考案の概要】
　【考案が解決しようとする課題】
　【課題を解決するための手段】
　（【考案の効果】）
【図面の簡単な説明】
　【図１】
（【考案を実施するための形態】）
　（【実施例】）
（【産業上の利用可能性】）
（【符号の説明】）
（【配列表】）

〔備考〕

１　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21 ㎝、縦29.7 ㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

２　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 ㎝を超えないものとする。

３　書き方は左横書、１行は40字詰めとし、１ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

４　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【考案の名称】」の欄に記載する当該考案の内容については、半角を用いてはならない。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

５　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

６　文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。

７　技術用語は、学術用語を用いる。

８　用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

９　登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。

10　微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。

11　化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

12　「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。

13　「考案の詳細な説明」は、第３条及び実用新案法第５条第４項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄に次に、次の要領で記載する。

イ　原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。

ロ　実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来の技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。